

東京都立東大和療育センター

医療安全管理指針

第1条 目的

本指針は、東京都立東大和療育センター（以下「センター」という）における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的な方策及び医療事故発生時の対応方法等について、指針を示すことにより、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療・療育の提供に資することを目的とする。

第2条 医療安全管理に関する基本的考え方

安全で質の高い医療・療育を提供することは、すべての医療・療育に従事する職員の責務であり、センター職員一人ひとりが、医療安全の必要性・重要性を自らの課題と認識し、最大限の注意を払いながら日々の医療・療育に従事しなければならない。センターは、医療・療育の安全管理、医療事故防止の徹底を図り、センターの理念に則った医療・療育が提供できるよう、本指針を定める。

第3条 組織及び体制

1 医療安全管理委員会

センターにおける医療・療育の安全を確保するために、医療安全管理委員会を設置する。委員会の組織及び運営については、「医療安全管理委員会要綱」に定める。

2 医療安全管理室

センターにおいて、医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的にセンター内の安全管理対策を担う目的で設置する。医療安全管理室の室長は医療安全管理委員会（副院長）、副室長はリスクマネジメント部長であり、医療安全管理者は専任リスクマネージャーを充てる。

3 リスクマネジメント部会

医療・療育の安全を確保するため、医療安全管理委員会の専門部会としてリスクマネジメント部会を設置する。

4 利用者相談への対応

利用者・家族からの苦情受付として、在宅支援室に相談窓口を設置する。又、ご意見箱を設置し、寄せられた声に迅速かつ適切な対応を図る。

5 医薬品安全管理部会及び医薬品安全管理責任者

医薬品の使用に際して、医薬品に関わる安全管理のための体制を確保するために、医薬品安全管理部会を設置し、部会に医薬品安全管理責任者（副院長）を置く。

6 医療機器安全管理部会及び医療機器安全管理責任者

センターが管理する医療機器に係わる安全管理のための体制を確保するために、医療機器安全管理部会を設置し、部会に医療機器安全管理責任者（医局長）を置く。

第4条 用語の定義

1 医療事故

医療・療育の業務下において発生した予想し得なかった悪い事態を意味するが、廊下で転倒した場合のように、医療行為と直接関係しないものも含まれる。また、利用者に関わることではないが、注射針による針刺し事故等医療従事者に被害が発生する場合も含む。

2 医療過誤

医療従事者が行う業務上の事故のうち、過失が前提となる場合を指す。過失は、行為の違法性、すなわち客観的注意義務違反をいう。注意義務は結果発生の予見義務と結果発生の回避義務に分けられる。

3 インシデント（ヒヤリ・ハット事例）

利用者に障害や損害を及ぼすことはなかったが、日常診療や療育の場で発生した思いがけない出来事(偶発事象)を指す。ヒヤリとしたり、ハットとした経験を有する事例のことである。

4 アクシデント

医療従事者が予想しなかった悪い結果を利用者にもたらした場合の事象をいう。いわゆる医療事故に相当する。

5 医療安全管理責任者

医療安全管理責任者は、院長の指名により選任され、医療安全管理室を統括する。専任リスクマネジャーを指導し、連携・協働の上、特定の部門ではなくセンター全般にかかる医療安全対策の立案・実行・評価を含め、医療安全管理のための組織横断的な活動を行う者をいう。

6 専任リスクマネジャー

医療安全管理責任者の指名により選任され、医療事故の原因、防止方法に関する検討・提言や委員会等との連絡調整を行う者をいう。

第5条 医療安全管理のための職員研修

センターは、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るため、医療に関わる安全管理の基本的考え方及び具体的方策について、職員に対し以下のとおり研修を行う。

- 1 医療機関全体に共通する安全管理に関する内容とする。
- 2 全職員を対象とする。
- 3 年2回定期的に開催、それ以外にも必要に応じて開催する。
- 4 研修内容は院内外の講師による講義、院内での報告会、事例分析、外部講師を招聘した院内講習会、外部の研修会・講習会への職員派遣及び伝達研修・有益な文献の抄読会等種々工夫して行う。
- 5 実施内容について記録を行う。

第6条 事故報告等、医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本指針

ヒヤリハット、インシデント、アクシデント報告を制度化しその収集を促進する。報告からセンター内に潜むシステム自体のエラー発生要因を検討し、さらにリスクの重大性、リスクの予測の可否、システム改善の必要性等の分析、評価を行い医療事故の予防・再発防止に資する。報告は安全確保のために使用するもので、報告者はこの報告により不利益処分を受けることはない。

第7条 医療事故等発生時の対応に関する基本指針

医療事故発生時（アクシデントレベル3）以上は必要な処置を行い、センター内の医療事故報告体制に従い、発生後5分以内に初期報告を院長に行う。医療安全管理マニュアルの「医療事故報告体制」「重大な医療事故発生時の対応マニュアル」に従う

第8条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は閲覧可能とするためセンターの玄関入り口に提示する。